

市が保有する情報を開示しています

## 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では、市政の情報公開を推進する「情報公開制度」と個人情報保護を確保する「個人情報保護制度」を設けています。ここでは令和4年度の制度の運用状況を公表するとともに、市民の皆さんが制度を知り、活用できるように、その概要を紹介します。

### 情報公開制度とは

公正で透明性の高い市政の運営のため、情報の提供・公表・開示などを実施する制度です。

市民の皆さんは、旭市情報公開条例に基づき、公文書の開示を請求することができます。

### 個人情報保護制度とは

個人のプライバシーを守るた

め、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益を保護するとともに、開示の請求権を保障する制度です。

市が保有する個人情報の本人または、その代理人は、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止の請求をすることができます。

### 令和4年度の運用状況

#### 〈情報公開制度〉

開示請求件数／13件

・開示件数／5件

・部分開示件数／6件

・不開示件数／6件

〈個人情報保護制度〉

開示請求件数／31件

・開示件数／26件

・部分開示件数／1件

・不開示件数／4件

※請求件数と各開示件数の合計は、必ずしも一致しません。

### 審議会などの公開

情報公開を一層進めるため、市民の皆さんが会議を傍聴できる「審議会等の会議の公開制度」を設けています。傍聴できる会議は、開催の1週間前までに市役所1階や展望階にあるモニターでお知らせします。

### 問い合わせ先

総務課庶務行政班

☎62・5310

### 情報開示の請求の流れ

#### 1 開示請求などの窓口

公文書や個人情報を保有する課または総務課で受け付けます。※請求書は、市ホームページからもダウンロードできます。

#### 2 開示・不開示などの決定

請求のあった日から、情報公開制度の場合は15日以内、個人情報保護制度の場合は30日以内に、開示・不開示などを決定し、請求者に通知します。

#### 3 開示などの実施

担当課で行います。決定通知書と本人確認ができる書類が必要です。

## 1 人暮らしの高齢者や障がい者のために 救急医療情報キットを配布します

救急医療情報キットを備えておくと、緊急の事態が起きたとき、本人に代わって医療情報を救急隊や医療従事者に伝えることができ、適切な処置が速やかに受けられます。

### 救急医療情報キットとは

1人暮らしの高齢者や障がいのある人が、自宅で万一の緊急事態に備えるための道具です。専用の保管容器の中に救急情報シートが入っています。

このシートにかかりつけの医療機関や服薬内容、緊急連絡先など必要事項を記入し、保管容器に入れ、冷蔵庫の中に保管してください。

#### 対象者

- 65歳以上の1人暮らしの人
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など

※高齢者福祉課から「緊急連絡カード」(黄色いA4サイズ用の紙)を配布されている人は、この救急医療情報キットと同様に使えるので、改めてキットを申し込む必要はありません。

### 内容は更新しましょう

服薬内容の変更などがある場合は、救急情報シートの記載内容も変更が必要です。新たなシートを希望する場合は、社会福祉課で配布しています。

#### 申し込み・問い合わせ先

社会福祉課社会班(☎62-5317)



配布している救急医療情報キット